

平成25年加美町議会第3回定例会会議録第1号

平成25年9月13日（金曜日）

出席議員（19名）

1番	木村哲夫君	2番	早坂伊佐雄君
3番	早坂忠幸君	4番	猪股俊一君
5番	伊藤信行君	6番	伊藤淳君
7番	伊藤由子君	8番	高橋聡輔君
9番	一條寛君	10番	三浦進君
11番	沼田雄哉君	12番	工藤清悦君
13番	米木正二君	14番	三浦英典君
16番	高橋源吉君	17番	味上庄一郎君
18番	三浦又英君	19番	佐藤善一君
20番	下山孝雄君		

欠席議員（1名）

15番 一條光君
欠員なし

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	吉田恵君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	高橋啓君
会計管理者兼課長	鈴木裕君
危機管理室長	早坂安美君
危機管理室専門監	熊谷和寿君
企画財政課長	高橋洋君
協働のまちづくり推進課長	遠藤肇君
町民課長	小川哲夫君

税 務 課 長	伊 藤 裕 君
特別徴収対策室長	藤 原 誠 君
農 林 課 長	鎌 田 良 一 君
森林整備対策室長	長 沼 哲 君
農業振興対策室長	鈴 木 孝 君
商工観光課長	日 野 俊 児 君
企業立地推進室長	今 野 伸 悦 君
建 設 課 長	田 中 壽 巳 君
保健福祉課長	下 山 茂 君
子育て支援室長	佐 藤 敬 君
地域包括支援センター所長	渡 邊 光 彦 君
上下水道課長	田 中 正 志 君
小野田支所長	大 類 恭 一 君
宮崎支所長	早 坂 雄 幸 君
総務課長補佐	川 熊 裕 二 君
教 育 長	土 田 徹 郎 君
教育総務課長	小 山 弘 君
生涯学習課長	猪 股 清 信 君
農業委員会会長	我孫子 武 二 君
農業委員会事務局長	工 藤 義 則 君
代表監査委員	小 山 元 子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	佐 藤 鉄 郎 君
参 事	二 瓶 栄 悦 君
主 査	今 野 典 子 君
主 事	菅 原 敏 之 君

議事日程 第1号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

午前10時00分 開会・開議

○議長（下山孝雄君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変ご苦労さまです。

議員各位並びに職員の皆様に申し上げます。クールビズ期間中ですので、脱衣を許可いたします。

ただいまの出席議員は19名であります。15番一條 光君より欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、これより平成25年加美町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長の諸般の報告につきましては、プリントにて配付しておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。

町長の行政報告につきましては、お手元に配付のとおり文書で報告がありましたので、ごらんいただきたいと思ひます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（下山孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、9番一條 寛君、10番三浦 進君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（下山孝雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期については、議会運営委員会から答申がありましたとおり、本日から9月25日までの13日間といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、本定例会の会期は9月25日までの13日間と決しました。

日程第3 一般質問

○議長（下山孝雄君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問の順序は、通告のあった順序で行います。

通告1番、17番味上庄一郎君の一般質問を許可いたします。ご登壇願ひます。

[17番 味上庄一郎君 登壇]

○17番（味上庄一郎君） おはようございます。

9月定例会のトップを切りまして質問をさせていただきます。何分にも初めてでございますので、ご容赦いただきたいと思います。

私は、この春の議会議員選挙におきまして町民の皆様の貴重な一票をいただき、当選をさせていただきました。選挙期間でも訴えてまいりましたが、加美は一つという理念のもと、何が正しくて、何が町民のためになるかをしっかりと見きわめ、是々非々の姿勢で挑む覚悟でございますので、よろしく願いをいたします。

本日は、中新田地区の文化施設と伝統文化について、庁舎問題についての2点を質問させていただきます。皆様には簡潔明瞭にご答弁をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

まず、中新田地区の文化施設と伝統文化について。

中新田地区にある東北陶磁文化館、縄文芸術館、墨雪墨絵美術館の入館状況及び入館者数増加のための対策・工夫などは行っているか伺います。

2点目に、この3施設の整理統合はお考えではないか伺います。

3点目に、中新田地区の伝統であります火伏の虎舞を国指定の重要無形文化財に昇格させるお考えはないか。

以上の3点をお伺いいたします。

○議長（下山孝雄君） 教育長。

[教育長 土田徹郎君 登壇]

○教育長（土田徹郎君） おはようございます。

それでは、味上議員からご質問ありました中新田地区の文化施設と伝統芸能についてお答えをいたします。

まず最初に、中新田地区の文化施設ということございますが、まず1つ、入館状況、それから入館者増加の対策や工夫ということについてお答えいたします。

まず、陶磁館、それから縄文館、墨絵美術館、この3館についてお話をしたいと思いますが、3館がそろった平成3年、3館合わせて入館者約1万9,000人ございました。その後、4年後の平成7年には2分の1、半分ですね、それから平成9年、その2年後、3分の1、そして平成14年には5分の1というふうには減少しております。現在はどうかということになりますが、東日本大震災前の21年度実績では、陶磁館が640人、縄文館が467人、墨絵館が312人、

計1,419人ということになっております。また、昨年度については、陶磁館が816人、縄文館が308人、墨絵館が292人の1,416というふうに、非常に低迷をしている状況ということでございます。

次に、入館者増加の対策、工夫ということでございますが、ゴールデンウィークとか東北文化の日などについては、メディアとか情報誌などに情報提供を行っているということがあります。結局、入館者の増加を図るということは、特別展を開催しないとなかなか人は集まらないということになります。この特別展を開催することになりますと、職員が十分におり、そしてまた作品を借用するとか責任能力、これも十分でないとか開催できないということでございます。そして、学芸員が現在は1人ということ。兼務しておりますので。そういう状況ですが、そしてまた大震災の被害、これがまだ陶磁館と縄文館合わせて修復しなければならない収蔵品が50点以上残っているということになります。余り金をかけないで、財政的にも大変でございますので、職員がみずから行っているという状況です。

それから、管理する施設3つですが、博物館の目的ということになりますと、保存部門、これが基本となるわけですが、それから調査収集の研究部門、そして展示、講座などの教育部門ということになります。やはり最初の保存ということが今は一番の優先する部門ということになっております。また、3つの建物、経年劣化ということで、雨漏りとか虫の侵入、かびとか、そういうのが非常に後を絶たないということになります。さっきお話ししましたが、特別展を開催するということが今なかなか難しい状況です。

館ごとで工夫というのには限界ありますので、今年度の新しい事業として、行政区単位で文化財めぐり、これを実施しております。これについては現在まで6行政区に参加していただきました。その関係で、陶磁館は6団体で110人、縄文館は2団体で42人、墨絵美術館は3団体で60人が入館したということで、その分がややふえたのかなということでございます。

次に、2つ目の整理統合の考えということでございますが、質問の趣旨では3つを1つにと、そういうお考えかなと推察しますが、人的対応とか財政的負担、また訪問する方々がまとめたところでいろいろなものを目にすることができる、そういうことを考えると、将来的には統合していかなければ3つともどんどん減ってしまうんじゃないかという気がしております。ただ、統合ということになりますと、この3館だけではなくて、小野田の展示交流施設、また宮崎のふるさと陶芸館、そして余り目を当てられていないのですが、主に発掘物等を収蔵している中新田それから小野田の文化財倉庫、そしてまた宮崎の文化財整理室、ここに合わせて1,689箱に上るさまざまなものがあります。これらもあわせて統合を考えていかなければならないと考

えております。

それから、3つ目の火伏の虎舞ということでございますが、この火伏の虎舞につきましては県指定にはなっておりますが、平成18年に国の文化審議会において国指定に昇格できるかということで審議をしていただいた結果、いつから始まったのかという記録がないということで、残念ながら国指定ということにはならないというふうになっておりました。ただ、国指定に準ずる重要な文化財ということでは、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財という答申を得ているということでございますが、町としても火伏の虎舞が国指定になれば、これは大変喜ばしいとは思いますが、一度審議されており、今後新たな文献が出てこない限り、審議の対象にはならないという状況でございます。ただ、保存会の皆様には本当に地道な活動ということで、これまで同様、後継者育成に努められるということが重要であると考えますし、町も引き続き、できる限りの支援をしていきたいと考えております。

以上、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） おはようございます。

前は三浦 進議員、今回は味上庄一郎議員と新人議員さんが初陣を切ってご質問されるということ、大変喜ばしく思います。また、きょうはたくさんの傍聴者もおいでになっております。心から御礼を申し上げたいと思います。

私のほうからも今の2点についてお答えをさせていただきたいと思います。

第1点目は、3施設の整理統合についてでございます。

実は、昨年度の1人1プロジェクト、これは町職員が横断的に自分の関心のあるプロジェクトに参加して調査研究をする、そういったものでございますが、そのテーマの1つに公共施設の統廃合というものがございました。その中でも、実はこの3施設を含む9つの施設については統廃合を検討すべしという報告がありました。教育委員会のほうでもさまざまな工夫をして入館者の増加を図っているわけでありましてけれども、なかなかこれ以上多くの方に来ていただくということは困難であろうというふうにも感じております。そういったことから、3館だけの統合ということではなくて、全体ですね、この9つの施設、そういった中で統廃合というものを検討していかなければならないと考えております。

ただ、その際、2点ほど考慮すべきことがあると思っております。1つは、建設された経緯、それぞれ全く違うわけですから、ご寄附された方々も違うわけですから、そういった経緯、ご寄附をさ

れた方々の思い、そういったことも踏まえながら進めなければならない。単純に3つを1つにすればいいという話ではないということをご理解いただきたいと思います。

もう一つは、統合には、一時的にはありますけれども多額のお金もかかります。そういった財源的な問題もあります。そんなことを勘案しながら考えていきたいと思っています。当然、これは費用対効果ということはもちろん大事ではありますが、郷土の歴史でございますから、我々の郷土愛を育むという役割も果たしております。ですから、そういったこと、それから観光施設という位置づけもできるわけですから交流人口の増加、そんなことなども含めて統廃合というものについて検討してまいりたいと考えております。

第2点目の火伏の虎舞を国指定重要指定文化財に昇格させる考えはないかということでございますが、教育長が答弁をしたとおりでございます。なかなか、いつから始まったかということがはっきりしない。もう大分前から、650年の伝統を誇ると。10年たっても20年たっても650年と言っていますから、やはり起源が定かでないということだろうと思います。その辺の新たな研究調査、それに基づく新たな文献の発見等々がないと、なかなか現実には難しいだろうと思っております。

そうなれば、これはいいなというふうに私も思っているところでもあります。いずれにいたしましても、保存会の皆様方にはこの伝統文化を継承していただいておりますことに心から御礼を申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 味上庄一郎君。

○17番（味上庄一郎君） それぞれの施設、集客にも大分努力をされているということでもあります。ただ、先ほど教育長からもありましたけれども、加美町全体の貴重な資料、発掘された品物であるとか、そういったものが3地区に分散されている。ある郷土史家の方からは、閲覧をしたいのだけれども、なかなか一度に閲覧することができない、非常に不便を感じているというようなお話も伺っております。そういったところをもう少し整理をしていただいて、自由に閲覧ができるようになればということで3つの施設の統合ということをお考えでないかというふうにお伺いしたわけですが、教育長、町長とも整理統合は必要であるという認識をいただいたものと思います。

また、陶磁館にあっては、国道457号沿い、非常に交通量も多く、大型車の通行も多い場所でもあります。先ほど町長からありました、そこに建てられた経緯ということもあると思いますけれども、大型車などの非常に交通量の多い道であることに対して、陶磁館のほう、あるいは

縄文館もそうだと思いますけれども、何か振動に対する対策というのは行っているのかどうか
お伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（猪股清信君） 生涯学習課長、お答えいたします。

交通量が多く、大型車も通る道路沿いにある東北陶磁文化館でございます。確かに議員ご指摘のとおり交通量が多いものですから、ちょっと交通事故が心配だというのはあります。あわせまして、信号が東向きの信号が赤になると、そこを陶磁文化館の敷地内を通過して左折していく車を私もたまたま見たことがありました。いずれにしましても、交通事故を防止するのは直接的にはできませんので、敷地内の歩行の管理、こういうものをもう少し徹底していきたいと思っております。

以上でございます。

済みません。車の振動というものは多少感じますが、その振動によって展示品の損壊または転倒、そういうものは現在ございません。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 味上庄一郎君。

○17番（味上庄一郎君） 転倒の心配はないと言いますが、ではその対策というのは何も
とっていないということよろしいんですか。

○議長（下山孝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（猪股清信君） 対策については、地震とかそういう揺れに対する対策というこ
とで転倒防止の策はとっております。以上です。

○議長（下山孝雄君） 味上庄一郎君。

○17番（味上庄一郎君） はい、わかりました。

特定のこの3施設をきょう申し上げたわけなんですけれども、全体の整理統合も必要だとい
うご答弁をいただいておりますが、特にこの3施設、駐車場が非常に狭い。以前は私の家の
そばにあります陶磁館は、大型バスで1台が乗り入れて、見学をして、近くの食堂で食事をし
て帰るというような姿も見受けられました。現在は、そういった光景もなく、駐車場が少ない
ということも非常に危惧するところでないかと思っております。車社会であるということを考えれば、
やはり早急に整理統合を図って、これは私の思うところでありまして、先ほど言いまし
た火伏の虎舞を常設展示できるような、また中新田地区には3軒の地酒をつくる酒蔵もござい
ます、そういったものを複合的に加美町の文化を紹介できる施設というものがあれば、地域の

商店街の発展、活性化ということにもつながっていくのではないかと思いますので、早急なご検討をいただきたいと思います。

次に、3点目の火伏の虎舞のことですけれども、この4月に誕生しました加美町のゆるキャラでありますカミーゴ、これはバッハと虎の融合体であります。虎がバッハのかつらをかぶってできた、そしてアユを背負ったキャラクターであります。町長の提唱するバッハホールを核とした音楽のあるまちづくり、そういったものに加えて、伝統ある火伏の虎舞をもっともっと町外、全国にPRすべきではないかと思います。そして、先ほど国指定の重要文化財の条件にはならないということでありましたので非常に残念なことでありますけれども、加美町の一大イベントである火伏の虎舞が年々縮小傾向にあるように私には思えてならないのですが、道路の交通規制であるとか歩行者天国の区間の縮小もあるように思います。こういったところで、もっともっと火伏の虎舞、1日で何万人というお客さんが来るわけですから、商店街においても非常に重要なイベントでありますし、そういったものをもっともっと拡大していただきたいと思うのでありますが、祭り当日の交通規制の縮小であるとかそういったものについて、町長にお伺いしたいのですが、この虎舞を、バッハホールを核とした音楽のまちづくりと同時に加美町の一大イベントとしてもっと拡大していくお考えはないかお伺いいたします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 虎舞に関してですけれども、ご承知のとおり、ことしのデスティネーションキャンペーンのオープニング、これは仙台駅のペDESTリアンデッキで行われたわけですが、その最初のステージを飾ったのは実は虎舞でございます。かなり各方面に虎舞については私もPRしておりまして、県の観光課のほうにもたびたび訪れておりまして、今回そういった形でトップバッターとして県を代表する伝統的なお祭りとして披露していただいたということでございます。

そのほか、これは昨年になりますけれども、NTTが松島で全国の集まりがあったとき、これも虎舞、そして加美町の地酒、これを直接NTTのほうに売り込みまして、使っていただいたということもございます。

いろいろな形で虎舞を広めていこうという努力をしているつもりでございます。これは私のみならず、我が町の商工観光課もそういったことで、虎舞について並々ならぬ力を入れているということをご理解いただきたいと思っています。

道路の規制でございますが、何といたっても安全対策というものが最優先されると思っています。ですから、今回、今までとは若干違った形になったと思いますが、それは裏返しますと、

十分な安全対策を我々開催する側が講じてこなかったということだと思います。十分な安全対策をとれば、警察としても決してこれは規制するものではないということでもあります。署長とも何度か私は話をしております、署長も今回初めて虎舞をごらんになって大変感激いたしました、できるだけ皆様のご期待に応えていきたいと思っています。その一方で、安全対策というものをきちっと講じていきまないと、万が一何かがあったら、せっかくのお祭りが台なしでございます。署長は一番それを危惧しているわけです。ですから、そういった安全対策をとりながら、安全対策をとることが規制を緩めるということにつながるわけですから、そういったことを我々は研究し、なお一層警察とも連携をとりながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 味上庄一郎君。

○17番（味上庄一郎君） ぜひ、この貴重なお祭りを、町も、それから保存会とも、それから警察とも連携をしていただきながら、盛り上げていただきたいと思っております。

続いて、2つ目の質問に移らせていただきます。

庁舎問題についてということで3点ほどお伺いいたします。

今現在の我々の議会の議決は矢越地区に建設であるというご認識が町長はあるかどうか、明確なお考えを伺いたいと思っております。

2点目に、議会も町民も西田と矢越で町を二分する状況になっているということについて、どのようにお考えなのか、その点も伺いたいと思っております。

3点目に、この問題について、発想の転換をもって、その双方が納得いくような第3の施策というものを講じるお考えはないのでしょうか。

その3点をお伺いいたします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） この問題につきましては、味上議員、冒頭に、何が正しく、何が町民のためになるか、こういった視点で考え、そして解決策を見出していくということが重要だと思っております。

議会の議決が矢越地区であるという認識はあるかどうかというご質問でしたが、これは私が認識する・しないということではなくて、これは平成22年5月21日の臨時会において、当時の議員さん皆さんの特別多数でもって決定された事実でございますので、当然それはそういった事実があるということ、そしてその判断というものは当然重いものであるというふうに考えて

おります。

また、議会も町民も庁舎問題で二分されている、そのことについてどのように考えているかというご質問でした。これは決していいことではないと思っております。私になってから2年が過ぎました。平成22年に議決されているわけですから、それからもう3年以上たっているわけですね。そろそろ、あっちだこっちだといった議論に終止符を打たなければならないと考えています。もっと、町民の融和を図りながら、町の発展、町民の福祉の向上、そういったものに力を合わせて取り組んでいかなければならないと考えております。

また、発想の転換をもって第3の施策はないかというお話でしたが、味上議員、第3の提案があればぜひお聞きしたいと思っておりますけれども、さまざまな角度から、さまざまな視点から考え、打開策を見出していかなければならないと思っております。味上議員がおっしゃるとおり、何が町のため町民のためになるかという視点で考えていかなければならないと思っております。耐震診断の結果も今後出てくるわけですので、そういったことも踏まえて、どうすべきかということについて議員の皆さん方にも一緒になってお考えいただきたい。我々から相談もさせていただきたいと思っておりますのでございます。

○議長（下山孝雄君） 味上庄一郎君。

○17番（味上庄一郎君） 相談をさせてもらいたいということではありますが、これまでの2年間でこの状況の改正案を2回ほど提出されているわけですが、これまでの経緯を見ますと、どうも議会に対しての対応策であるとか、この問題に対する調整であるとかというところが図られていないように思われてなりません。認識があるのであれば、当然、議決が今矢越であるということであれば、何らかの議会に対する対応策もそうでありますし調整というものが必要なのではないかと思うんですが、その点、いかがお考えでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） これまで、私の考えについては十分皆さんにご説明をしてきたつもりではあります。全協、あるいはこの議場の場で、説明をさせていただいております。基本は議会ですから、この議場の場できちっと議論をし合うということが私は基本であろうと思っております。選挙の際の公約にありますように、庁舎は西田に、できるだけ木造で、そしてコンパクトに、この基本的な考え方に基きまして、何度かこれはお話をさせていただいている。個人的にもお話をさせていただいている。残念ながら今日に至るまでご理解はいただいているわけですが、これからなお一層、皆様方とお話をさせていただきながら、ご相談もさせていただきながら、打開策を見出していきたいと思っております。

○議長（下山孝雄君） 味上庄一郎君。

○17番（味上庄一郎君） そのお気持ちはあるということはよくわかるのでありますが、6月の定例会におきましてある議員が町長に対して質問をしたところ、住民投票を行ってはどうかというふうなお話をしたときに、あくまでご自身の首長選挙が民意であるというふうにおっしゃっておいりましたけれども、その選挙から2年以上が経過して、本年3月に行われました我々の議会の選挙、これは町長、どのようにお考えでしょうか。私たちの選挙は民意ではないというふうに思われますか。いかがでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 2つの選挙には明らかな相違点がございます。2年前の町長選挙の最大の争点は庁舎問題でございました。今回の皆様方の町議会選挙、私は庁舎が最大の争点だったとは理解しておりません。選挙公報を見ても、庁舎問題、例えば明確に矢越というふうにとった方はお1人、西田とうたった方はたしか7人だったと理解しております。選挙戦を通して、それが最大の争点になったというふうには私は理解しておりませんので、その部分について民意が反映しているというふうには考えておりません。

○議長（下山孝雄君） 味上庄一郎君。

○17番（味上庄一郎君） 選挙公約、そういったものを見てそういうことだということでありまして、私も中新田地区で新人として立候補いたしまして、ただ1人矢越ということを主張して、貴重な皆さんの票をいただいたわけでありまして。私は選挙というものは民意であるというふうには認識をしておりますけれども、首長選挙とは違うということでありまして、その議会議員の選挙が終わってから、町長よろしいですか、新人が5人も入っているわけです。議会構成も変わっているわけでありまして、条例の改正案を三たび出されることも必要ではないか。町の執行者として、先ほどの調整を図りながらやっていかなければならないのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 当然、いずれ条例改正案を出させていただくというふうには考えております。

今、味上議員が唯一中新田地区で矢越という主張をして当選されたということでございました。私はそのことについては詳しくはわかりませんが、加美町広報を見る限りでは、加美町全町民の意向を反映した庁舎問題の早期解決ということで、一言も矢越とは書いておりませんので、果たしてどうだったのか、それはわかりません。きっぱりそういうふうにおっしゃったの

で、選挙運動期間中はそうおっしゃったのかもしれませんが、いずれにしても、皆さんにご相談させていただきながら、しかるべき時期に、これは当然条例の改正案のご提案というものをさせていただきたいと考えています。

○議長（下山孝雄君） 味上庄一郎君。

○17番（味上庄一郎君） 選挙公報にはそのように書かせていただきましたけれども、選挙活動においては、マイクを握りながら矢越というふうに主張をさせていただいたことは町民の皆様周知のとおりだと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

そういった点で、先ほど発想の転換をもってということであります。私、議員になりましてから、7月1日、2日、3日と先進地の視察というものに参加をさせていただきました。その際に新潟県の長岡市に伺いましたときに、アオーレ長岡というところを視察してまいりました。この施設は、もともと厚生会館だったものでありますけれども、合併によって市が大きくなったということで、市民交流ネットというコンセプトで、指定管理者制度ではなくて、それでも市の直営でもない。利用する市民の視点に立って、自由度の高い運営を実現する。役員や運営スタッフも市民を中心としたメンバーで構成。市民が知恵やアイデアを絞り、多くの意見を取り入れ、時にはともに汗をかく運営スタイル。行政は安定した運営ができるように下支えとしてサポートしますというような施設なのでありますけれども、この施設はアリーナ、あるいは市民広場、いろいろな複合型の施設が入っております、その中に、説明をされた職員の方のお話を聞きますと、役所機能というのはこの施設の中に間借りをしているんだというような発想ですということでありました。非常に多くの市民の方たちが集い、にぎやかになっていたなという印象を受けてまいりました。

それで、発想の転換をもってというのは、先ほど1つ目の質問で申し上げたような整理統合、そういうことも考慮しまして、西田地区に文化施設、あるいは町のPRをする施設、あるいは虎舞の常設展示、さらには老人介護福祉施設、その中に中新田地区の支所機能などを置いて、矢越には本庁舎というような考え方もあるのではないかと私は思います。そういった点を第3の施策として私は思っているのでありますけれども。西田の中心部に町外からの観光客等を考えて中新田地区に人を呼び込む、加美町の中で一番繁華街である中新田地区に人を呼び込む、そういった努力が必要だと私は思います。

西田と矢越と場所だけの問題で今話が盛り上がっているといいますか対立をしているわけがありますけれども、そういうことでなくて、例えば西田に庁舎を建てた場合の矢越の具体的な使い道、あるいは矢越に庁舎を建てた場合の西田の有効な使い道、そういったものをしっかり

と訴えていくことによって議員あるいは町民の理解を得られるのではないかと私は思うのでありますけれども、町長のお考えお伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 味上議員がおっしゃるとおり、この2つの土地の有効活用、これが非常に私は重要だと思っています。これまでもたびたびこのことについてはお話をしてまいりました。広報にも掲載してまいりました。やはり大事なことは、この少子高齢化の時代、少子化にどう対応していくか、高齢化にどう対処していくか、この大きな課題を解決するために、完全な解決というのはなかなか一自治体では困難なわけですが、少しでも少子化に歯どめをかける、あるいはご高齢の方が安心してこの地域で住みつくことができる、そういった課題を解決するために、この2つの土地をどう有効活用するかということが私は大事だと思っています。その中で当然、味上議員がご指摘されたように交流人口、いかに町に人を呼び込むかという視点も大変重要であると思っています。ですから、そういったまさに発想の転換は、どちらに庁舎を建てるか、あっちだ、こっちだということではなくて、どう2つの土地を有効活用することによって今町が抱えている課題に対応していけるかという視点が非常に私は重要だと思っています。

なお、第3の案という、ご提案のあった矢越に本庁舎そして西田に支所ということでありまして、余り庁舎が分散し過ぎるということは私は決していいことではないと思っていますので、そういった案も一つの案として、検討する一つの案にはなり得るでしょうけれども、個人的には分けるということが果たしてどうかという感じはしております。

いずれにいたしましても、先ほどのような視点でもって、2つの大事な町有地でございますので、有効活用を図ってまいりたいし、そのことについて皆さん方にもいろいろと今後ご相談させていただきたいと思っています。

○議長（下山孝雄君） 味上庄一郎君。

○17番（味上庄一郎君） 分散するのが好ましくないというお話でありましたが、町長の提唱する三極自立ということとちょっと違うのかなというふうにも思いますけれども、地域の特性を生かすという点ではこの三極自立は利点もあると思いますけれども、とにかくこの庁舎問題を解決にならない限り、三極自立ではなく、三極対立という溝を深めていくと思っています。やっぱり町民から預かる大切な血税を、箱物行政ではないという時代でありますけれども、使うべきところにしっかりと使って、それが町民のためになるかどうかを判断されるのが町長の役目ではないかと思っておりますけれども、この三極自立、そういったものをあわせて私の今言った

ことがどのように感じるか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 三極自立のことでありますけれども、ご承知のとおり、総務省も支所に係る経費については交付税措置をしますというふうに方向を転換しました。合併をしても、やはり支所機能が必要であるということを国が認めたんです。合併したからといって庁舎を1つにすればいいという問題ではないということに総務省も気づいたわけです。私もそういうことを訴えてきたわけですが、直接国のほうに行きまして。ですから、やはりどんなに広域化したとしても、やはりそれぞれの地域に役場の窓口があって、そこでほとんどの用事が足せるというふうなまちづくりが私は必要だろうと思っています。ただ、中新田地区については本庁舎がいわゆる支所機能もあわせ持っているわけですから、それをわざわざ分けるということをするのが果たしていいのかどうかというふうに感じているということでもあります。

三極自立から三極対立というお話だったんですが、私は決して町民同士が対立しているというふうには理解をしておりません。そのようにはご理解いただきたくないんです。私は、合併して10年、職員も最初は、それぞれの町の行政の進め方があって、ぎくしゃくしたところがあったようでございますけれども、今加美町の職員は、小野田だ、宮崎だ、中新田だということは何も一切言いません。職員は本当に協力し合いながら仕事を進めています。私は町民も基本的には、10年たってさまざまな壁が取り除かれて、あるいは低くなって、融和をしてきていると感じております。ただ、この庁舎については、解決しないとなかなかすっきりしないという部分があるかと思いますが、これでもって対立しているというふうに認識はしておりません。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 味上庄一郎君。

○17番（味上庄一郎君） 対立はないというご認識ですけれども、選挙を通じて私が感じたことは、回っている中でも、あなたはどっちなんですかと、そういった言葉で、汚い言葉でののしられたこともございます。町長の認識とはちょっと違うのかもしれませんが、庁舎問題を通じた対立構図というのはまだ残っているというふうに私は思います。

いろいろな質問をさせていただきましたけれども、どうか町長、ご自身の任期中にしっかりとこの問題を解決されるように。我々議会としても全てがだめだとか反対だということではないと思います。ご自身のお考えをしっかりと議会にもっともっとお話をさせていただいて、対話することを努力していただいて、加美は一つというお気持ちを持っていただきたい。私も志を持ってこの場に立っておりますので、どうかこの問題の解決をお願い申し上げまして、私の質

問を終わらせていただきます。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 大変、エールを送っていただき、ありがとうございます。私もこの問題は、先ほど対立はないと申し上げたわけですが、当然、違和感は皆さんお持ちだと思います。ですから、これは早期に解決しなければならない問題だと思っております。やはり基本は、味上議員が冒頭におっしゃったように、町民のため、町のためになる、どうすることが一番町民のため、町のためになるかという視点で、これからもっともっと議員の皆さんとお話し合いをさせていただきながら、ご相談をさせていただきながら、解決に向けて努力をしまいたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

○議長（下山孝雄君） 以上をもちまして17番味上庄一郎君の一般質問は終了いたしました。

通告2番、10番三浦 進君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔10番 三浦 進君 登壇〕

○10番（三浦 進君） 10番三浦 進であります。通告に従い、一般質問を行います。

その前に、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催が決定されました。皆さんとともに喜びたいと思います。加美町からもオリンピックやパラリンピックの選手が出られるよう期待するものであります。

それでは、質問に入ります。今回は、新庁舎位置について及び防災対策について質問させていただきます。

まず、第1問は新庁舎建設位置について。

事業認定は、申請事業が高い公益性を有し、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであるかどうかを判断し、起業者に、いわゆる加美町に、収用権を付与する処分でございます。加美町新庁舎建設工事及び当該地、すなわち矢越地区ですね、の農業用排水路つけかえ工事事業認定申請について、以下の内容についてお伺いします。

第1点は、町長は就任直後、報道によりますと、事業認定申請の取り下げを表明されました。その後取り下げなかった理由とは何であるか、お伺いしたいと思います。

第2点は、事業認定申請書に記載のある起業地比較表の検討経緯の内容と議会及び町民に対する説明が行われたのかどうか。これは役場の事務作業を決裁したのであって、事前説明もないし、加美町議会でも図られたわけではないので、加美町が検討したものではないと思います。この点についてお伺いをします。

第3点は、事業認定申請に対する住民の反対意見書と公聴会に対し、認定庁、すなわち宮城

県が、意見書の主な反対意見の要旨と当該意見に対する事業認定庁の見解を並記した意見対照表及び公聴会における主な反対意見の要旨と当該意見に対する事業認定庁の見解を並記した意見対照表を公表しましたが、これについてどのような所見をお持ちなのかお伺いします。

第4点は、県の諮問機関である事業認定審査会の答申では附帯意見をつけています。これに対する町長の所見についてお伺いします。

第5点は、事業認定となる県告示第543号中、4、事業認定した理由のうち第3号要件(3)事業計画の合理性に、経済性を除外し、防災拠点整備、災害時・平常時の利便性、将来のまちづくりなどの3項目にすぐれているとして、起業地の選定、すなわち矢越の選定が適切であると記載されている。これについての町長の所見をお伺いします。

お願いします。(「⑥」の声あり)

⑥は、農業用排水路つけかえ工事について、この費用、それと町民に対する説明があったかどうか、これについてお伺いしたいと思います。

○議長(下山孝雄君) 町長。

[町長 猪股洋文君 登壇]

○町長(猪股洋文君) 大変いつも若々しくご発言いただきまして、心から御礼と敬意を表したいと思います。

庁舎問題についてのご質問でした。6点ほどございました。一つ一つお答えをしてみたいと思います。

第1点は、町長は就任直後、事業認定申請を取り下げると表明したが、その後取り下げなかった理由は何だったのかということでもあります。2年前の選挙の争点は庁舎、未知でございましたので、私は就任後、矢越地区への庁舎計画を凍結するということを宣言させていただきました。その時点で土地の売買契約は締結されており、また代金の7割が手付金として既に支払われておりました。土地の売買契約の解除をするためには地権者の同意が必要でございますので、地権者の意向もお伺いしましたがけれども、残念ながら、お1人を除いては解約に応じてくださらなかったものですから、これは町としては残りの代金をお支払いして購入し、町で有効活用する方向で考えたわけでございます。

この事業認定でありますけれども、公共性の土地を取得するための制度でございます。ですから、土地を取得すれば、手続は終了するということになっております。先ほど申し上げましたように、私が就任した時点では、事実上、土地はもう取得済みということでございました。ですから、事業認定の手続はほぼ終了している状況にありましたので、取り下げる手続ができ

る時期ではなかったということをございます。そういったことで取り下げという手続をとらなかったということでもあります。

2番目の事業認定申請書にある起業地比較の検討経緯の内容と議会及び町民に対する説明についてということでもあります。この申請書には起業地の比較、4候補地の比較表がついているわけでもあります。恐らくは、この比較表といえますのは平成21年度に庁内で職員10名で構成されました新庁舎整備検討委員会の報告を参考に作成したものと思います。それを見ますと、若干やはり違和感を感じるところは正直言ってございます。といえますのは、新庁舎整備検討委員会10人の職員で構成された最終報告書の中では、10人中8人の職員が西田に最高点をつけておりますので、そういったことからしますと、正しくその報告書が反映されたかどうかというのは疑問が残るところであります。いずれにいたしましても、事業認定をする側としましては当然、これは議会でも矢越というふうに庁舎の位置が決定しておりますので、そういった方向でもってこれはつくられ、提出されたものだろうと思っております。

また、議会、町民への説明でありますけれども、議会に対しては平成22年3月及び5月に新庁舎整備検討委員会の報告をもとに4候補地について説明をされたようです。町民に対しましては、5月21日の議決後に6月の町民説明会そして7月の事業事前説明会の中で、西田地区と矢越地区についての比較の上、矢越が適地であるというふうな説明をされたようです。

3つ目のご質問でございます。事業認定申請に対する住民の反対意見と公聴会に対し認定庁が発表した意見書の主な反対意見の要旨と当該意見に対する事業認定庁の見解を並記した意見対照表及び公聴会における主な反対意見の要旨と当該意見に対する事業認定庁の見解を並記した意見対照表についての所見を伺いたいということでもありますけれども、宮城県のホームページに掲載されておまして、私もそれを見させていただきました。それぞれの反対意見、それに対する認定庁の意見というものが示されておりました。これはあくまでも認定庁としての見解でございますので、それに対して私は全くその当時、当事者でもありませんでしたので、私の立場から所見を述べるということとはなかなか難しいのだろうと思っております。

4番目の県の諮問機関である認定審査会の答申に対する所見についてございます。これについても、委員の方が答申されたことでもありますので、これに対して所見を述べる立場ではないと思っております。ただ、先ほどもあったように、認定庁からもいろいろな附帯意見のようなものもついてありましたので、そういったものについては十分、町も事業を進めるに当たっては重視していくべきだろうというふうな感想は持ちました。

5番目の事業認定となる県の告示第543号の中に事業認定をした理由のうち、事業計画の合

理性、起業地の選定が適切であるというふうに記載されているわけですが、それに対する所見ということでありますが、やはりこれも認定庁としての見解でございますので、町長としてこれに所見を述べる立場にはないというふうに考えております。

しかしながら、私の考えといたしましては、西田が適地であると。これまでも何度も申し上げておりますように、防災拠点性等々含めて、西田が適地であるという考えでございます。なお、矢越につきましては、これまでも言うておりますように、お金も雇用も生み出すような活用の仕方が一番ふさわしいのではないだろうか。味上議員からの質問もありましたけれども、大事な、ましてや国道347号が通年通行になりますと非常に利便性の高い、ある意味では一等地でございますから、矢越の土地をどう活用することが町民にとって、特に少子化対策、あるいは高齢化対策、あるいは交流人口の増加ということも含めて、有効なのかということをお聞きしたいと思います。皆さんにもこれからいろいろとご相談させていただきたいと考えております。

また、質問の6番目、農業用排水路つけかえ工事が必要となるということをお事前に説明したのかというご質問でした。また、その工事に要した費用は幾らだったのかということでありました。矢越地域内に用水路も含まれるということは説明していたようですが、工事が必要で、どれくらい工事費がかかりますといった具体的な詳しい説明はなかったようでございます。

ちなみに、工事費につきましては600万円ほどかかっているということでございます。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 三浦 進君。

○10番（三浦 進君） 第1点目の庁舎用地を取得するという点について、もう既に売買契約が成立し、7割も払っていた。これは私は、不動産というものの取引において、通常行われる取引において、手付金というのであれば、法外な手付金であると。これは通常は10%とか20%なんです。だから、7割を払うというのは売る人に対して優位にするというような印象あるいはそしりを受けても仕方がない、こういうふうに思うわけですが、町長にお伺いしますが、こういったことが町ではいつも行われていることでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 一般的ではないと思います。

○10番（三浦 進君） 一般的ではない……

○議長（下山孝雄君） 済みません、三浦議員に申し上げます。三浦 進君。

○10番（三浦 進君） 失礼しました。

一般的でないことが庁舎問題で行われているということは非常に不当であります。

次は第2点目であります。起業地比較表、これは議会においては新庁舎整備検討委員会で行われた起業地比較表によって説明されたと聞いています。この起業地比較表、矢越が4候補地で1位と記載されているということは、私はどんな機会にも聞いたことがなかったんです。私は公聴会に手を挙げて反対意見を述べる機会を得て、そして認定申請書を閲覧させていただきました。この閲覧書に第1位と書かれていた。そして、この言葉が議会に示されたのは平成23年3月の定例会で木村議員の質問であります。回答は極めて曖昧なものでございました。町民にも説明されていない、議会にも説明されていない、この起業地比較表が県の事業認定書として出されたわけなんです。申請書には第1位と書かなければ事業認定の受理もされないし認定もされないんです。したがって、これは恣意的に書かれたというふうに私は解釈しております。起業地の比較検討は、条例に基づく新庁舎検討委員会や訓令に基づく新庁舎整備検討委員会で行い、西田町有地を適地としたんです。これを議会で審議されたのであって、申請書にある比較表に基づく審議は全くされませんでした。これは全く不当であります。これについて、どのようにお考えでしょうか、町長。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 議会と執行部の間でどういったやりとりがあったかということは、私、当事者ではありませんでしたので、はっきりわかりません。どの程度まで議会の皆さんにご説明した上で認定書のほうに提出したのか、そのことについては理解をしておりません。ただ、言えますことは、先ほど申し上げましたように、これが庁内の幹部職員10人で検討した庁舎整備検討委員会の調査の結果をもとにしてつくられたものであるとするならば、若干公平性に欠けるのかなというふうな印象は持ちました。

○議長（下山孝雄君） 三浦 進君。

○10番（三浦 進君） わからないのが本当だと思います。先ほど条例改正について味上議員から、もう一回やったらいいんじゃないかという提案もあったようでもありますけれども、議会はこのことについて、議会の構成も変わったことだし、我々はそういったことについて十分知る必要があるという意味合いにおいて、こういうお話をしているわけであります。

次に移ります。反対意見書と認定庁の見解です。これは町長としては、見解を述べるというのは大変難しいことだろうと思います。宮城県に対してけちをつけるわけですからね。

ところが、土地収用法に基づく事業認定等に関する許可等の審査基準というのがあるんです。これによりますと、事業の公益性については、形式的に土地収用法に該当していれば足りるの

ではなくて、一般に納得し得る客観性があるかどうかなんです。2つ目には、事業計画の収用する土地以外に、収用しまたは収用しようとするが必要最小限であるということが審査の基準に書かれているわけなんです。私はこの点についても意見書あるいは公聴会で述べましたけれども、見解はにべもなく全く否定です。全否定です。公聴会及び意見書というものの数は、意見書で大項目で20項目、小項目で79項目。これだけのページの意見書、これが全て否定なんです。こういったことはあり得ないんです、町長。町長の立場はわかりますから、それについてはこれ以上言いませんが、例えば町の厳しい財政についての意見に対しては、本件事業は町議会において議決されている以上、事業認定を行うに当たり問題とならないと言っているんです。さっきは、審査基準では、一般に納得し得る客観性があるかどうか。特定の立場にとらわれず物事を見たり考えたりすることが客観性なんです。議会がやったから、あるいは署名が集まったからということではないはずなのであります。

それから、まちづくりや周辺農地への影響についての意見に対しては、検討項目は合理的・社会的観念等から合理的範囲内であることから、建設案を申請案と認められるとしているんです。あるいは、西田地区が優位とする比較検討についての意見に対しては、こんなことを言ったんです。庁舎の位置における価値評価の絶対的・客観的な尺度基準を見出すことは困難である。加美町資料から明らかに他の案がすぐれているとは認められないというふうに認定庁は言ったんです。これは、認定庁が価値評価の絶対的・客観的な尺度基準を見出すことが困難であるならば、加美町案がすぐれているということをなぜ言えるのか。この見解は非常に矛盾に満ちているわけであります。

さらにまた、西田地区を人口増加エリア等にすべきでないという意見に対しては、現庁舎、西田町有地の利活用方法は本件事業認定の考慮すべき事項ではないと言ったんです。ところが、事業認定の申請に、将来のまちづくりという矢越建設を否定につながるわけです。すなわち、矢越認定に矛盾していると。こういう見解は全て議会が3分の2をもって通ったということと、それから町が申請したのを絶対的に認めてやろうという恣意的な考えに基づくものであろうと思うわけであります。これは、矢越が軟弱地盤であるとか、経済性が悪いとか、防災拠点性がないとか、そういうものについても、全くそうだよという意見は見えなかった。ぜひ、インターネットで見解表というものごらんになっていただきたいと思います。

私が今申し上げたことについて町長はどのようなお考えでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 認定庁、いわゆる県ですね、県は事業認定審議会の諮問を受けて処分決

定したわけですがけれども、恐らく大分苦慮したのだらうと思われます。といいますのは、ここには附帯意見というものがついているんです。この附帯意見を読みますと、審議会において事業の公益性が議論しやすくなるよう事業認定申請書は事業効果を可能な限り具体的な表現にするなど、起業者、加美町です、に対して指導することを望みますというふうに書かれています。ですから、「事業の公益性が議論しやすくなるように」というふうに書いてあるということは、かなり公益性の議論が難しかったのだらうと、裏返しますとですね、というふうに思われます。ですから、審議会の委員の皆様方も大分これはご苦労されたのだらうと。認定庁である県も判断するには大変な苦慮なされたのだらうと思ひます。

ただ、これはあくまでも認定庁の判断でございますので、認定そのものについては私のほうからどうこうという意見を申し上げる立場ではありませんけれども、いずれにいたしましても、町民のため、町のため、どのようにこの庁舎問題を解決していくべきかということ、まさにここは原点でもありますので、こういったことももう一度じっくり勉強させていただきながら進めていきたいと思っております。

○議長（下山孝雄君） 三浦 進君。

○10番（三浦 進君） いみじくも、町長は事業認定審査会のことについて触れられました。事業認定審査会というのは、宮城県から委託されて、その事業認定の適否について意見を述べる機関でございますけれども、もう事務局、つまり宮城県は、この事業認定委員6名に対して、これを認定するにはどのようなことが気になりますかというアンケート調査を行っているんです。これは、もう受理した時点で認定しようという意思の表明なんです。第1回議事録においても、二谷委員という方が、二谷委員というのは東北学院大学の教授なんですけれども、どういふことを言っているかということ、行政法上の附款をもって認定したらどうかという意見があるということで、出してあるんです。そこで出されたのが附帯意見という附款なんです。これがどういふことかということ、行政法上の附款というのは、加美町の義務を果たすべきものというふうに考えられているわけであります。すなわち、事業効果の明瞭化についてということ、できる限り具体的な表現にするように起業者に指導せよと。もう赤紙がぱんと出されたんです。事業効果が明確でないと言ったんです。事業効果が明確でない矢越申請というのはどういふことなんだということなんです。

それから、附帯意見以外の意見、これも附帯意見と同じなんですけれども、町の将来像を実現するための各施策の着実な推進とか、起業地の土地利用とか、たくさんのことを言っているわけなんです。交通安全とか、良好な環境とか。これを全部果たすように行政法上の附款をつけて

いるんです。これは何かといいますと、西田か矢越か決めた場合に、西田であれば、一つもそういうことがなかったというふうに考えております。

すなわち、我々は4月から新しい議員構成になって、そして西田か矢越か議論する場合に、こういったことも議員の皆さんはよく知っておく必要がある、あるいは町民の皆さんもよく知っておく必要があるということで、こういうことを申し上げております。

第5点目の事業認定理由です。これについても町長は、意見を述べる立場にないと。よくわかります。しかし、西田が適地であるということも利便性が高いということも言っておられます。まず、この事業認定の理由で公益性、これで経済性を除外したということなんです。経済性は、新庁舎検討委員会では100対50で西田のほうがずっといいというふうに言っているんです。ところが、申請書は、これを除外しているんです。なぜ除外したかという、西田グラウンド線というんですか、役場に入る線を拡張しなければならない、そこに2億円かかるという、もうでたらめも甚だしいことを言っているんです。あそこは大型自動車が完全に通れるんです。そういうことを一々つけ加えて、経済性を抜いているんです。ところが、宮城県ではたしか17～18件、事業認定申請出されていますけれども、経済性を抜いたのは1件だけです。これは候補地が2つなくて1つしかなかったものですから、経済性を抜いたのがあるんです。ところが、ほかの事業認定は、経済性を入れないところは一つもなかったんです。これを外したというのは極めて遺憾であります。

防災拠点性の確保ということを事業認定申請に入れていますが、私は公聴会において、消防庁のホームページを参考に、そういう広場がある、公園がある、そういうのが大事ですよということを既に言っているんです。ところが、認定庁は、防災拠点性があるよと、これを認めるよというふうに言っているわけです。これも極めて不当であります。

それから、平常時の利便性を語っているんです。矢越の場合は、利便性といっても、これ交通の利便性なんですけれども、私はそんなにいいものだとは思っていません。2年半前の3月11日の大災害のときに、矢越の交差点は大渋滞を起こしたんです。信号は切れて。そうしますと、夜中とか吹雪の中に災害が起こった場合、新庁舎をあそこに建てたならば、あそこに集まる職員が遅くなる。あるいは交通事故でも起きれば大変なことになる。そういうことで、災害時の利便性なんていうのは考えられない。さらにまた、普通においても、あそこの交差点は混雑します、朝8時前後。職員の方が来るとなると、さらに増加するわけです。西田のほうは、あっちこっちから進入路があって、混雑することはありません。そして、事業認定申請書には、矢越にした場合、交通量がふえて、交通環境が悪くなると言っているんです。あそこ、今の通

りだって、何の交通渋滞なんか起こるわけがないです。そういうふうなことがこの事業認定書に書かれているということでもあります。

将来のまちづくり……

○議長（下山孝雄君） ちょっと申し上げます。三浦議員に申し上げます。一般質問のぎりぎりの線だと思いますけれども、まだ防災のほうに（「わかりました、じゃあこれで終わります」の声あり）この間も申し上げましたけれども、自説を述べるということも大切ですが、町長に対する見解を求めるというふうな。それから、先ほどは町長がそういった答弁をする立場にないようなことになっているようなので、そういった点、配慮をいただいて質問をいただければと思います。

三浦 進君。

○10番（三浦 進君） はい。大変失礼しました。

それでは、今の事業認定が、すなわち非常にまずいものであるということなんですが、今後、庁舎を早目に進めるに当たって、このようなことを町民に知らせ、議会でも知らせ、そして理解を得て西田に早期に建設をするという実現について町長はどういうお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 大変勉強になりました。私も、これまでの経緯ももう一度きちっと学ばせていただきまして、その上に立って、町民のため、町のため、どのような形が最もよろしいのかというふうな視点で、皆さんと議論をし合いながら、ご相談をさせていただきながら、ぜひこの問題を早期に解決するよう努力してまいりたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 三浦 進君。

○10番（三浦 進君） 第2問の防災対策について入ります。

秋田県や島根県、あるいは九州地方、全国各地で豪雨による災害が多発しています。そういう中、町の防災対策について、次の点をお伺いします。

第1点は、8月の豪雨に対する町の被害内容と被害額及び今後の突発的な豪雨対策についてお伺いをします。

第2点は、自主防災組織の概要と、行政区への防災備品の配備状況についてお伺いします。

第3点は、災害時、自衛隊の支援は、警察、消防の支援と相まって、極めて重要でございます。自衛隊との連絡調整がどのように行われているか、その状況についてお伺いします。

第4点は、災害時、高齢者や身体に不自由な方の避難対策についてお伺いをします。

第5点は、8月4日の総合防災訓練の成果及び教訓事項についてお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、防災対策についてお答えをさせていただきます。

まず、8月の豪雨のときの町の被害の内容、被害額、今後の突発的な豪雨に対する対策ということでございます。本町におきましても7月から8月にかけて幾度となく大雨警報が発令されまして、その都度、警戒配備体制をとって対応してまいりました。ご質問の8月の豪雨についてでありますけれども、全国的にはかなりの甚大な被害が出たわけですが、幸いに本町におきましては8月6日に大雨が降っただけでございまして、それほど大きな被害はありませんでした。

ちなみに、アメダス観測地点の中新田、大崎ダムの事務所内にありますけれども、その観測地点におきまして、午後3時から4時までの1時間に41ミリを記録しております。

被害に関しましては、一部、中新田地区の住宅、道路が冠水したということでありまして、大きな被害には至らなかったということであります。

今後の突発的な豪雨対策についてでありますけれども、大雨警報等の発令により災害が発生するおそれがある場合には、気象情報や洪水予報等の防災情報を収集し、速やかに職員の動員配備をして警戒配備体制をとること、さらに災害情報の収集、そして危険な箇所等の警戒や巡回、浸水対策対応というものに努めてまいりたいと考えております。

また、町民に対する情報の提供ということが非常に大事でございますので、今さまざまな情報提供の手段を用意しているところであります。1つは、これまでも行っておりますように、町の広報車、消防機関、警察等の広報車による周知伝達、それから携帯のエリアメールによる災害情報発信伝達、それから先般コミュニティFMとの協定を結びましたので、このコミュニティFMによります報道への要請、周知、それから防災行政無線による伝達、そして電話及び区長さん等関係者への周知伝達、それから消防団員による戸別訪問による伝達、こういったものでもって町民に対しては周知をしていきたいと思っております。

また、新たに災害時における町と避難所の通信手段としまして、特設公衆電話の設置を計画しております。NTTさんのご協力をいただきまして、今年度中に、間もなくこれは設置が図られますけれども、関係予算を本議会の補正予算にも計上させていただいておりますけれども、今年度中にこの特設公衆電話の設置というものも進めていきたいと思っております。

さらに、町と行政区との情報伝達手段として携帯無線機、これの設置についても現在検討中

でございます。

そのような形で、的確な情報を速やかに関係機関あるいは町民の皆様方にお伝えしていきたいと思っております。

また、豪雨による鳴瀬川の水害対策については、水防計画では、知事が管理する鳴瀬川においては、水害が発生するおそれがあるため、水防警報を発令したときには、水防団員、消防団員でございますけれども、水防団員が河川の巡視や決壊対策等に当たることになっております。毎年、訓練も行っているところであります。

また、町民に対する避難勧告、これは先ほど申しましたように地域防災計画と同じ方法をとって周知をすることになっております。

また、鳴瀬川の水害発生の防止、河川環境の整備と保全の観点から、鳴瀬川の河道の整備を県に昨年度お願いいたしまして、昨年からのカヌー場から下新田の河童川合流点まで、延長6,309メートルの区間を事業費2億9,700万円で整備を行っていただいているところであります。整備内容につきましては、河道については、洪水とならないよう安全に水を流下させるため、洪水の阻害となっています支障木、これの伐採、撤去、そして必要な流下断面を確保するというので、地域の皆さん方の安全が確保されるように整備をしていただいているということでもあります。

また、本町においても土砂災害警戒区域というのがございます。この土砂災害警戒区域につきましては、今後これらの地区で土砂災害発生のおそれがある場合には、災害情報の伝達、そして避難、こういったものが素早くできるように警戒配備体制の整備を行ってまいりたいと考えております。

また、2点目の自主防災組織の概要と地区への防災備品の配備状況についてであります。

おかげさまで、平成20年度中に79の行政区全てに自主防災組織が措置されました。今後は、この組織をどのように運営していくかということが非常に大事だと考えております。そういった観点から、各自主防災組織のリーダーを対象とした研修会を7月17、19、23日の3日間、町内の3地区で研修会を実施いたしました。合計で210名のリーダーの皆さん方にご出席いただきました。今回は自主防災組織が組織されて初めての研修会でありましたけれども、今後は各行政区の要望によりまして住民を対象に啓発事業等を実施してまいりたいと考えております。

また、防災備品の配備についてでございますが、本年中に全ての自主防災組織に発電機や投光器等、災害対策備品を配備する計画を進めております。

3点目、災害時の自衛隊の支援、警察、消防の支援、自衛隊との連絡調整ということについ

てでありますけれども、特に自衛隊との連携が非常に重要であると考えております。三浦議員は自衛隊のOB、大先輩でございますから篤にご承知であろうかと思っておりますけれども、政策アドバイザーの島田教授からのご提言もありまして、特に自衛隊大和駐屯地との連携を密にしているところであります。日ごろから大和駐屯地の皆さん方には防災対策等に支援をいただいているところであります。

また、いざというときには神町駐屯地、この働きも非常に重要になってまいりますので、先月だったでしょうか、私、アベ師団長がご栄転なさるといふことで、私、送るタペというものにも参加してまいりました。これまでのご協力に御礼を申し上げてまいりました。宮城県で私1人でしたのでちょっと驚いたんですが、非常に自衛隊との連携ということが重要であると認識しております。

また、4番目の災害時の高齢者や身体に不自由な方の避難対策ということでございます。

昨年12月に加美町災害時要援護者登録事業実施要綱を定めて、高齢者や障害者の避難対策を進めているところであります。この事業は、高齢者、障害者のため、自力で避難することが困難な方に災害時要援護者登録台帳に登録してもらい、この情報を町や行政区長、自主防災組織などで共有し、災害時に安否確認や避難支援を地域の中で迅速に行うというものであります。ただ、登録された方が全体の半数に達しておりませんので、今後とも行政区長さん、民生委員さんからお声がけをしていただいて、緊急時に役立つ台帳の整備等もしてまいりたいと考えております。

また、要援護者の具体的な避難方法につきましては、要援護者及びその家族が自主防災組織や近所の方々の協力をいただきながら避難することになりますので、町としては災害に対する意識を高めていく、そして平常時から住民同士の顔の見える関係を築きながら、自助、共助による個別避難計画を策定し、安全な避難誘導に努めてまいりたいと考えております。

5点目の8月4日に開催されました総合防災訓練の成果及び教訓についてということでございます。

午前9時の発災と同時に訓練を開始し、被害情報の収集、伝達や初期消火、応急救護などの10種目の訓練種目に約4,600人が参加し、実施されました。訓練の成果といたしましては、加美町広報9月号に掲載されている島田教授のコメントにもありますけれども、警察、消防、防災ヘリコプター、自衛隊、そして千葉県市川市、山形市等の多くの関係機関の参加のもとに、災害対策本部で災害情報の共有化が図られたことは大変大きな成果であったと思っております。こうした実践的な訓練を繰り返し実施し、関係機関の連携強化、そして地域住民の防災意識を

高めていくことが非常に重要であるということが改めて教訓として学んだ点であります。

特に今回私感じたことは、連携と受援力、これの強化というものが非常に重要だと思いました。今回は初めて市川市そして山形市からも、車に支援物資を積んで来ていただきました。また、社協さんのほうではボランティアセンターを立ち上げて、実際にボランティアさんに登録していただくというところから実践的な訓練をしていただきました。大変連帯強化、そして受援力の養成という意味から、大きな成果があったと理解しております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 三浦 進君。

○10番（三浦 進君） 豪雨対策、これについてはたくさんの施策を講じているようであります、それらがしっかりと機能することを願うばかりでございます。

私、防災対策について一生懸命勉強しているうちに、加美町洪水ハザードマップなるものを加美町のホームページで見ました。これ、非常によくできているんです。私、防災対策について勉強しなければ全然見たことがなかったものですから、これ非常によくできているので、これを町民各戸に配布していただきたいと思います。

2番目の、時間がありませんので早口で言いますが、自主防災組織について、区ごとの、79行政区と言っておられますが、発電機や投光器を配ると。このことについて、区長との懇談会で、発電機、投光器なんか要らない、管理するのに困るというような区長もおられました。私は、これはちゃんと管理規定といいますか、そういうものの管理規定、あるいは点検するか安全とか、そういうものをつくり、あるいは備える倉庫等をつくり、そういったことについても考えてやる必要があるのではないかというふうに考えました。

時間がありませんので全てやっていますが、自衛隊との連絡調整について、第一義的には近傍災派というのは大和駐屯地から行われるはずですが。災害が起きた場合は、知事に要請することなく、近傍の駐屯地指令が災害派遣を命じることができるということで、近傍という面においては、大和駐屯地との交流が非常に大事である。

私も千葉県におったときに災害派遣の被支援地に消防演習に呼ばれまして、観閲式とか呼ばれまして、行きました。町の人と自衛隊が交流するということは、そういう災害派遣時には非常に重要でありますので、消防演習なんか呼んだらどうかと思うわけであります。自衛隊をですね。

それから、多賀城の普通科連、番号は忘れましたが、普通科連も先ほど町長の言われた神町駐屯地の隷下部隊でございまして、あそこの交流も非常に大事であると思います。

第4点目の要援護者については、各施設の近隣の方々の協力がうんと重要ではないかと考えます。そういうことについて考えていただきたい。

最後の総合防災訓練でございますけれども、成果及び教訓事項ということで、議会においても招集訓練を行い、その検証ということで見させていただきました。私は、総合対策本部、この機能はちょっと足りないなと思いました。すなわち、加美町災害対策本部においては、情報板というものをしっかりつくっておく必要がある。被災地とか避難者というのはありましたけれども、地図をしっかりと書いて、どこに被害が起きている、それからどこに避難所をつくる、それからどういう人員が派遣されて、それから災害派遣部隊の派遣状況も書いておく。そして、必要なところに必要な人員、機材をやる。どういう機材があるとか、そういうのが状況板としてとっておく必要がある。そういうのがなかったというのは、実践に即した訓練と言えるかどうか、私は疑問に感じます。

さらに、連絡です。県との連絡、あるいは自衛隊との連絡、そういうのを誰でもいいから見て連絡とれるような情報組織の通信系、そういったものを掲示する。情報所が本当の加美町の指揮所となるようなことが必要ではないかというふうに感じたわけであります。

かいつまんで申し上げましたが、以上について町長において感じるものがございましたらご答弁願います。

○議長（下山孝雄君） 危機管理室長。

○危機管理室長（早坂安美君） 危機管理室長、お答えいたします。

最初、ハザードマップの関連でございます。これにつきましては、本年度の当初予算で防災マップという形で予算を計上させていただいておりまして、内容を見直しいたしまして、全戸配布できるような形で進めていきたいと思っております。

それから、自主防災組織の備品でございます。これにつきましては、4月に区長さん方に、こういった自主防災組織に配備する計画であるというお話をさせていただきました。その際、もう既に社会福祉協議会から発電機等をいただいておりますので、別のものにしてくれないかという意見もございました。そういったこともございまして、最初に各区長さん方から必要な備品ということで要望をとりまして、その要望に沿って配備するというので、本年中に配備することで現在進めております。

それから、備品の管理規程、それから倉庫等、そういったものにつきましては、区長さん方からも要望として上がっておりますので、検討をしていきたいと思っております。

それから、自衛隊の関連ですけれども、先ほど議員さんおっしゃったように、通常は町長か

ら県知事に要請をいたしまして、それで大和駐屯地等が派遣されてくるという形になっておりますけれども、緊急時の場合は直接大和自衛隊が派遣するという形にもなっておりますので、先ほど町長からもお話しいたさし、特に大和駐屯地とは連携をとって対応していきたいと考えております。

それから、災害時の要援護者台帳関連ですけれども、これにつきましては共助の力が大変大きいと思いますので、その辺につきましては今後また自主防災組織等の研修会で周知していきたいと考えております。

それから、防災訓練の内容の見直しについて、先ほどいろいろご提言いただきましたので、次回の防災訓練を計画するに当たりましては、先ほどご提言いただいた内容も含めて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 時間となりましたけれども、最後に町長。

○町長（猪股洋文君） 町の総合防災訓練についてでございますが、大変貴重なご意見を賜りました。今回は関係機関との連携、そして受援力の強化、こういったことに焦点を置きましたけれども、次回におきましてはもっと実践的なものということで進めてまいりたいと思います。大変ありがとうございました。（「終わります」の声あり）

○議長（下山孝雄君） 以上をもちまして10番三浦 進君の一般質問は終了いたしました。